

相続税法改正の施行日スケジュール

高齢化社会の進展等に対応するため、配偶者居住権の新設を始め、自筆証書遺言の方式緩和など、多岐にわたる改正項目が盛り込まれた今回の相続法の見直しは、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 72 号)といます。平成 30 年7月 13 日に公布されましたが、この一連の改正法の施行日はバラバラです。

殆どの改正法は、原則として、2019年7月1日施行となりますが、自筆証書遺言の方式緩和(法 968 条、3①)については、2019年1月 13 日施行で、配偶者の居住権を保護するための方策(法 1028 条から 1041 条まで、1)については、2020 年4月1日施行となっています。また、公的機関(法務局)における自筆証書遺言の保管制度(法務局における遺言書の保管等に関する法律、3③)については、2020 年7月 10 日施行となっています。

2019 年1月 13 日以降に作成した自筆証書遺言については、法務局の保管業務が開始されるまでの間、自宅で保管しておくか、信頼できる人に預けるなど、取扱いには注意が必要となりそうです。

改正法の主な項目とスケジュール

1. 配偶者の居住権を保護するための方策 → 2020 年4月1日施行
 - ① 配偶者短期居住権の新設
 - ② 配偶者居住権の新設
2. 遺産分割等に関する見直し → 2019 年7月1日施行
 - ① 配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示推定規定)
 - ② 仮払い制度等の創設・要件明確化
 - ③ 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲
3. 遺言制度に関する見直し → 施行日バラバラ
 - ① 自筆証書遺言の方式緩和 → 2019 年1月 13 日施行
 - ② 遺言執行者の権限の明確化 → 2019 年7月1日施行
 - ③ 法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設 → 2020 年7月 10 日施行
4. 遺留分制度に関する見直し → 2019 年7月1日施行
5. 相続の効力等に関する見直し → 2019 年7月1日施行
6. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策 → 2019 年7月1日施行

次回から 7 月に施行が予定されている改正法について、まとめてみたいと思います。